平成２３年（フ）第１８８２号
さいたま市見沼区大字御蔵100番地22
破産者　有限会社ライズグロー
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３１３号
千葉県松戸市馬橋2250番地　ヴィラ・ドルチェ102号
破産者　早坂　　浩
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５８４号
千葉県我孫子市中里111番地の１
破産者　田村　大気
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７６５号
千葉県柏市西柏台２丁目１番１号シティパラス柏1017号、登記簿上の本店所在地東京都江東区森下５丁目14番16号カトーハイツ１階
破産者　有限会社ステッチワークス
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７６６号
千葉県柏市西柏台２丁目１番１―1017号
破産者　滝澤　和彦
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７９３号
千葉県柏市十余二254番地37　アリビオ401号
破産者　榊　　剛広
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７９６号
千葉県松戸市常盤平５丁目16番地
破産者　株式会社太進
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８６７号
千葉県野田市上花輪1248番地の１
破産者　有限会社ウォータースポット
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８６８号
千葉県柏市西原６丁目12番13号　パールハイツ海老原28、201号
破産者　小林　悦郎
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第７７３８号
東京都世田谷区成城８丁目31―26―101
破産者　岡田　健司
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６２３４号
東京都千代田区有楽町１丁目７番１号　有楽町電気ビル北館８Ｆ
破産者　株式会社メディカル・ハイネット
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５０９０号
東京都港区港南４丁目２―７―3412
破産者　鈴木暢晃こと　李　　暢晃
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６２３６号
群馬県高崎市菅谷町1053番地３
破産者　有限会社スタジオデザート
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１３５７号
東京都中央区日本橋小伝馬町２番４号
破産者　株式会社ナショナル・アドバタイジング
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１３５８号
神奈川県大和市下鶴間3025―５―705
破産者　垣内　　学
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２８８４号
東京都台東区蔵前４丁目27―４―３Ｆ10
破産者　酒井　俊和
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５６８８号
東京都千代田区神田司町２番10号第２星政ビル２階、商業登記簿上の本店所在地東京都台東区千束４丁目47番７号
破産者　有限会社ハラビューティプランニング
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７６８９号
大阪府東大阪市新庄１丁目14番22号
破産者　株式会社光建工社
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７０４号
大阪市福島区野田１丁目１番86号大阪市中央卸売市場本場内
破産者　株式会社トンベ
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７２２号
大阪市西区江戸堀１丁目24番15号
破産者　株式会社ユナイテッド・インターナショナル
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７２３号
大阪市西区江戸堀１丁目24番15号
破産者　ロイヤルグレイス株式会社
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１００１号
大阪府松原市南新町４丁目48番地
破産者　株式会社テック
1　決定年月日　平成24年２月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係